

岩手県告示第65号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和3年1月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 埋立ての免許をした年月日 令和3年1月20日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所及び名称
 - (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
 - (2) 名称 岩手県
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 宮古市重茂第7地割34番及び無地番地先水面
 - (2) 区域 重茂漁港内にある基準点（国土調査基準点E171）を基点とし、基点から229度09分10秒 53.169メートルの点を1点とし、1点から270度29分07秒 49.952メートルの点を2点とし、2点から48度00分31秒 3.961メートルの点を3点とし、3点から55度37分46秒 1.284メートルの点を4点とし、4点から102度18分40秒 3.625メートルの点を5点とし、5点から86度45分29秒 4.191メートルの点を6点とし、6点から78度20分30秒 2.484メートルの点を7点とし、7点から346度39分36秒 0.659メートルの点を8点とし、8点から76度37分40秒 9.668メートルの点を9点とし、9点から104度30分32秒 12.789メートルの点を10点とし、10点から98度30分07秒 13.014メートルの点を11点とし、1点から11点までの各点を順次に直線で結んだ線及び11点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域
 - (3) 面積 179.69平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置 3(1)と同じ。
 - (2) 区域 別紙図面のとおり。
 - (3) 面積 1,353.42平方メートル
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地
- 6 埋立てに関する工事の施行に要する期間
 - (1) 着手期間 免許の日から起算して180日以内
 - (2) しゅん功期間 着手の日から令和6年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。